

国及び独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の推進に関する基本方針の改定イメージ

産業廃棄物処理の委託に係る契約に関する基本的な考え方を踏まえ、環境配慮契約法基本方針「4. 建築に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2及び3に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項」への産業廃棄物処理の委託に係る契約の追加に当たり、以下の内容を同基本方針に記載することとしたい。

(2) 産業廃棄物処理の委託に係る契約

産業廃棄物処理の委託に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

産業廃棄物処理の委託に係る契約のうち、入札に付する契約の締結に当たっては、入札価格と事業者の環境負荷低減に向けた取組等を総合的に評価し、その結果がもっとも優れた者と契約を締結する。

事業者の環境負荷低減に向けた取組等に関しては、温室効果ガス等の排出削減、環境保全への取組等に加え、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績についても考慮するものとする。

個別の入札の具体的な条件については、委託する産業廃棄物処理の特性を踏まえつつ、発注者において設定するものとし、必要以上に入札を制限することがないよう配慮するものとする。

参考（基本方針の新旧対照）

改 定 案	現 行
<p>4．建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2及び3に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項</p> <p><u>(1) 建築物に関する契約</u> 建築物に関する契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(2) 産業廃棄物処理の委託に係る契約</u> 産業廃棄物処理の委託に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>産業廃棄物処理の委託に係る契約のうち、入札に付する契約の締結に当たっては、入札価格と事業者の環境負荷低減に向けた取組等を総合的に評価し、その結果がもっとも優れた者と契約を締結する。</u> ・<u>事業者の環境負荷低減に向けた取組等に関しては、温室効果ガス等の排出削減、環境保全への取組等に加え、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績についても考慮するものとする。</u> ・<u>個別の入札の具体的な条件については、委託する産業廃棄物処理の特性を踏まえつつ、発注者において設定するものとし、必要以上に入札を制限することがないように配慮するものとする。</u> 	<p>4．建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2及び3に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項</p> <p style="text-align: center;">建築物に関する契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

(下線部分は改正部分)